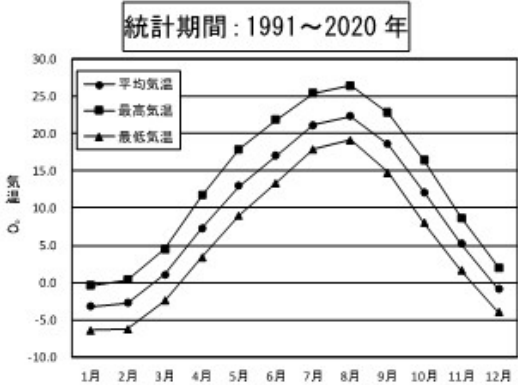
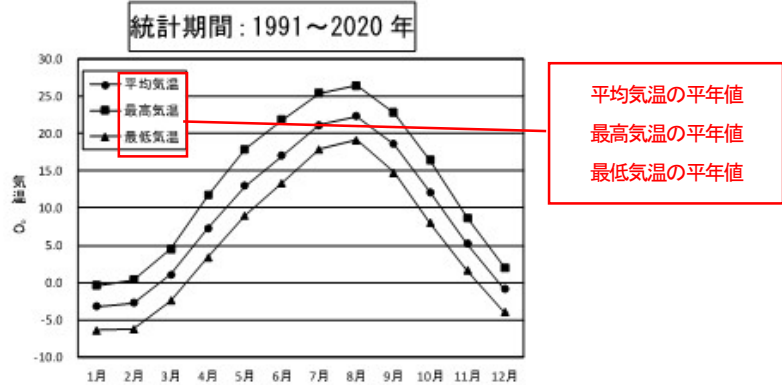


現 行	修正案	備考						
第1章 総則 第2節 計画の体系と構成 第3 札幌市の防災組織 ＊1(札幌市防災会議)の構成機関・団体 (略) ○指定公共機関 北海道旅客鉄道株式会社、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社N T T ドコモ北海道支社、KDD I 株式会社<u>北海道総支社</u>、ソフトバンク株式会社、日本郵便株式会社北海道支社、日本赤十字社北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、日本通運株式会社札幌支店、北海道電力ネットワーク株式会社<u>札幌支店</u> (略) ＊2(地震対策部会)の構成機関・団体 (略) ○指定公共機関 東日本電信電話株式会社北海道事業部、日本放送協会札幌放送局、北海道電力ネットワーク株式会社<u>札幌支店</u> (略) 第3節 市、防災関係機関及び市民等の役割 第2 市・防災関係機関の業務大綱(行政等の役割) <table><tr><td>公共的団体等</td><td><u>一般</u>社団法人札幌消費者協会</td><td>(1)災害時における被災者の消費生活の支援について協力すること</td></tr></table>	公共的団体等	<u>一般</u> 社団法人札幌消費者協会	(1)災害時における被災者の消費生活の支援について協力すること	第1章 総則 第2節 計画の体系と構成 第3 札幌市の防災組織 ＊1(札幌市防災会議)の構成機関・団体 (略) ○指定公共機関 北海道旅客鉄道株式会社、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社N T T ドコモ北海道支社、KDD I 株式会社、ソフトバンク株式会社、日本郵便株式会社北海道支社、日本赤十字社北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、日本通運株式会社札幌支店、北海道電力ネットワーク株式会社<u>道央統括支店</u> (略) ＊2(地震対策部会)の構成機関・団体 (略) ○指定公共機関 東日本電信電話株式会社北海道事業部、日本放送協会札幌放送局、北海道電力ネットワーク株式会社<u>道央統括支店</u> (略) 第3節 市、防災関係機関及び市民等の役割 第2 市・防災関係機関の業務大綱(行政等の役割) <table><tr><td>公共的団体等</td><td><u>公益</u>社団法人札幌消費者協会</td><td>(1)災害時における被災者の消費生活の支援について協力すること</td></tr></table>	公共的団体等	<u>公益</u> 社団法人札幌消費者協会	(1)災害時における被災者の消費生活の支援について協力すること	P6 名称変更に伴う修正 P13 名称変更に伴う修正
公共的団体等	<u>一般</u> 社団法人札幌消費者協会	(1)災害時における被災者の消費生活の支援について協力すること						
公共的団体等	<u>公益</u> 社団法人札幌消費者協会	(1)災害時における被災者の消費生活の支援について協力すること						

現 行	修正案	備考
第4節 市域の災害環境 第1 自然環境 1 気象 札幌市の気象は、夏季はさわやかで冬季は積雪寒冷を特徴としており、鮮明な四季の移り変わりが見られ、12月から<u>2</u>月にかけての冬季は西高東低の気圧配置となり多量の降雪がある。<u>最深積雪は約1m、1年間の降雪量は約5mになる。</u>また、平均気温も12月から<u>2</u>月までは氷点下になる。 統計期間：1991～2020 年  第2 社会条件 1 人口 札幌市は、明治2年の開拓使設置以来成長を続け、令和<u>4</u>年<u>10</u>月1日現在、人口約197万人(北海道の人口の約3分の1)を擁する全国<u>5</u>番目の大都市へと発展している。 区別人口をみると、全ての区で10万人を上回る人口規模となっているが、中央区、北区、東区、白石区、豊平区、西区の6区では、20万人を超えている。人口構成では、高齢者の割合は令和<u>3</u>年10月1日現在<u>27.9</u>%であり、今後も高齢化率は上昇するものと見込まれている。 また、昼間は都心部に人口が集中し、夜間は周辺部の人口密度が高くなるドーナツ化現象がみられる。	第4節 市域の災害環境 第1 自然環境 1 気象 札幌市の気象は、夏季はさわやかで冬季は積雪寒冷を特徴としており、鮮明な四季の移り変わりが見られ、12月から<u>2</u>月にかけての冬季は西高東低の気圧配置となり多量の降雪がある。<u>平年の年最深積雪は約1m、降雪量の深さの年合計は約5mになる。</u>また、平均気温も12月から<u>2</u>月までは氷点下になる。 統計期間：1991～2020 年  第2 社会条件 1 人口 札幌市は、明治2年の開拓使設置以来成長を続け、令和<u>5</u>年<u>12</u>月1日現在、人口約197万人(北海道の人口の約3分の1)を擁する全国<u>4</u>番目の大都市へと発展している。 区別人口をみると、全ての区で10万人を上回る人口規模となっているが、中央区、北区、東区、白石区、豊平区、西区の6区では、20万人を超えている。人口構成では、高齢者の割合は令和<u>5</u>年10月1日現在<u>28.5</u>%であり、今後も高齢化率は上昇するものと見込まれている。 また、昼間は都心部に人口が集中し、夜間は周辺部の人口密度が高くなるドーナツ化現象がみられる。	P16 文言修正 P18 時点修正

現 行	修正案	備考
3 建物 札幌市内の建物は、建物総数は約 <u>528,000</u> 棟で、そのうちの約 66%にあたる約 <u>349,000</u> 棟が木造建物である(令和 <u>3</u> 年 1 月時点)。札幌市は他自治体と比べると道路や公園などのオープンスペースが広い市街地を形成している。しかし、繁華街や古い住宅地では建物の密集地があり、地震時の建物倒壊、火災の延焼などの危険性を有している。また、繁華街や商店街では、地震時に落下しやすい付帯物が多くみられる。 4 道路 札幌市内の道路は、国道 190.2km、道道 <u>296.4</u>km、市道 <u>5,353.4</u>km で、総延長は <u>5,840.0</u>km である(令和 <u>4</u> 年 4 月時点)。ほとんどの道路は幅員が広く、災害発生時の緊急輸送道路としての有効性は高いが、冬季の災害の場合、積雪による通行障害などの発生が懸念される。また、建物密集地には幅員の狭い道路もあり、避難・救助・消火活動などの支障となっている。 5 橋りょう 札幌市内の橋りょうは、鋼橋 <u>452</u> 橋、コンクリート橋 <u>979</u> 橋、石橋 1 橋で、合計 <u>1,432</u> 橋である(令和 <u>4</u> 年 4 月時点) 7 上下水道 札幌市内の上水道は、浄水場 5 か所、配水池 43 か所、ポンプ場 39 か所、配水管延長約 <u>6,000km</u> などからなり、給水人口は約 <u>1,973,000 人</u> である(令和 3 年 10 月時点)。 8 下水道 札幌市内の下水管路の総延長は、約 <u>8,309</u>km で、下水処理人口は、約 <u>1,970,300</u> 人である(令和 <u>4</u> 年 3 月時点)。また、水再生プラザ 10 か所、ポンプ場 16 か所、スラッジセンター 2 か所などの施設がある。 11 ごみ排出量 札幌市内において、平時に排出される家庭ごみ(生活ごみ)の年間量は、燃やせるごみ <u>25.5</u> 万トン、燃やせないごみ <u>1.4</u> 万トン、びん・缶・ペットボトル 3.5 万トン、容器包装プラスチック <u>3.2</u> 万トン、雑がみ 2.1 万トン、枝・葉・草 1.9 万トン、大型ごみ 1.2 万トン、地域清掃ごみ <u>0.1</u> 万トン、計 <u>38.9</u> 万トンである(令和 <u>3</u> 年度時点)。	3 建物 札幌市内の建物は、建物総数は約 <u>532,000</u> 棟で、そのうちの約 66%にあたる約 <u>352,000</u> 棟が木造建物である(令和 <u>5</u> 年 1 月時点)。札幌市は他自治体と比べると道路や公園などのオープンスペースが広い市街地を形成している。しかし、繁華街や古い住宅地では建物の密集地があり、地震時の建物倒壊、火災の延焼などの危険性を有している。また、繁華街や商店街では、地震時に落下しやすい付帯物が多くみられる。 4 道路 札幌市内の道路は、国道 190.2km、道道 <u>296.9</u>km、市道 <u>5,357.8</u>km で、総延長は <u>5,845.0</u>km である(令和 <u>5</u> 年 4 月時点)。ほとんどの道路は幅員が広く、災害発生時の緊急輸送道路としての有効性は高いが、冬季の災害の場合、積雪による通行障害などの発生が懸念される。また、建物密集地には幅員の狭い道路もあり、避難・救助・消火活動などの支障となっている。 5 橋りょう 札幌市内の橋りょうは、鋼橋 <u>451</u> 橋、コンクリート橋 <u>982</u> 橋、石橋 1 橋で、合計 <u>1,434</u> 橋である(令和 <u>5</u> 年 4 月時点) 7 上下水道 札幌市内の上水道は、浄水場 5 か所、配水池 43 か所、ポンプ場 39 か所、配水管延長約 <u>6,100km</u> などからなり(令和 4 年度末)、給水人口は約 <u>1,966,000 人</u> である(令和 4 年 10 月時点)。 8 下水道 札幌市内の下水管路の総延長は、約 <u>8,316</u>km で、下水処理人口は、約 <u>1,969,400</u> 人である(令和 <u>5</u> 年 3 月時点)。また、水再生プラザ 10 か所、ポンプ場 16 か所、スラッジセンター 2 か所などの施設がある。 11 ごみ排出量 札幌市内において、平時に排出される家庭ごみ(生活ごみ)の年間量は、燃やせるごみ <u>24.9</u> 万トン、燃やせないごみ <u>1.3</u> 万トン、びん・缶・ペットボトル 3.5 万トン、容器包装プラスチック <u>3.1</u> 万トン、雑がみ 2.1 万トン、枝・葉・草 1.9 万トン、大型ごみ 1.2 万トン、地域清掃ごみ <u>0.2</u> 万トン、計 <u>38.1</u> 万トンである(令和 <u>4</u> 年度時点)。	P19 時点修正 P20 時点修正

現 行		修正案		備考
第2章 災害予防計画		第2章 災害予防計画		P47 新型コロナウイルス感染症の5類化に伴う修正
第2節 防災体制の整備・強化		第2節 防災体制の整備・強化		
◇課題及び方針		◇課題及び方針		
(略)		(略)		
また、 <u>新型コロナウイルス</u> 感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における <u>避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図るものとする。		また、感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における <u>換気や消毒、感染者の別室への案内など</u> 感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図るものとする。		デジタル技術の活用に係る取組を追記
◇対策の現況及び計画		◇対策の現況及び計画		
(略)	(略)	(略)	(略)	
4 災害対策本部機能の強化 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕	市役所本庁舎の「危機管理局分室」に、防災行政無線統制局を設け、平常時から各種防災情報を収集しているほか、災害時には隣接する大会議室と連結して災害対策本部として活用する。また、災害対策本部の運営支援機能を有する「防災情報システム」を運用するなど、防災体制の強化を図っている。	4 災害対策本部機能の強化 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕	市役所本庁舎の「危機管理局分室」に、防災行政無線統制局を設け、平常時から各種防災情報を収集しているほか、災害時には隣接する大会議室と連結して災害対策本部として活用する。また、災害対策本部の運営支援機能を有する「防災情報システム」を運用するなど、防災体制の強化を図っている。 <u>◆デジタル技術を活用し、更なる防災体制の強化について検討する。</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	
第3節 災害に強い地域づくり		第3節 災害に強い地域づくり		
【推進体制の確立(役割分担)】		【推進体制の確立(役割分担)】		
(略)	(略)	(略)	(略)	
各消防団	消防署と一体となった防災訓練等への支援	各消防団	・消防署と一体となった防災訓練等への支援 ・ <u>札幌市地域防災指導員※による町内会が行う防災研修会・防災訓練に関する支援、防災リーダー研修会の講師派遣</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	
		<u>※「札幌市地域防災指導員」：防災に関する専門的知識を備えた消防団員</u>		P52 文言修正
				注釈の追加

現 行		修正案		備考
第4節 災害に強い都市づくり 第1 強靱な都市づくり （略） <u>改定においては、新たに「SDGsの視点」を踏まえ、強靱化の取組を様々な社会課題解決に繋げることを基本目標に加え、これまでの強靱化施策を振り返るとともに、北海道胆振東部地震で明らかになった課題の解決に向け「大規模停電対策」、「建築物、インフラ、大規模盛土造成地の対策」、「市民や観光客等に安全・安心を提供する環境づくり」を重点方針に位置付け、施策プログラム及び推進事業を設定した。</u>		第4節 災害に強い都市づくり 第1 強靱な都市づくり （略） <u>令和6年3月には、「国土強靱化基本法」の改正（令和5年6月）及び「国土強靱化基本計画」の改定（令和5年7月）を受け、「札幌市強靱化計画（2023年度～2027年度）」として改定を行う予定。</u> <u>改定においては、前回計画策定後に発生した「新たな感染症」「猛暑」「大雪」の教訓を踏まえて見直しを行っており、重点方針には「大規模及び複合リスクに備えた、災害に強い都市づくり」「社会基盤の着実な強靱化による、安心・安全な都市づくり」「通信、エネルギー環境の強化による、いつでも繋がる都市づくり」を位置付け、施策プログラム及び推進事業を設定した。</u>		P57 札幌市強靱化計画の改定に伴う修正
◇対策の現況及び計画		◇対策の現況及び計画		P57
1 札幌市強靱化計画に基づく取組の推進 〔まちづくり政策局政策企画部政策推進課〕	強靱化計画の推進事業を札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプランに位置付けることで、実効性を持った着実な行動計画とし、災害に強いまちづくりに向けた総合的、計画的な取組を推進している。	1 札幌市強靱化計画に基づく取組の推進 〔まちづくり政策局政策企画部政策推進課〕	強靱化計画の推進事業を第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプランに位置付けることで、実効性を持った着実な行動計画とし、災害に強いまちづくりに向けた総合的、計画的な取組を推進している。	札幌市強靱化計画の改定に伴う修正

現 行	修正案	備考
【札幌市強靱化計画（2019年度～2023年度）（令和元年 12 月改定）】 ○基本目標 ●生命・財産及び社会経済機能の保障 ●迅速な復旧復興 ●経済の成長 ●SDGs の視点を踏まえた社会課題解決への寄与 ○重点方針 重点方針1 大規模停電対策 取組① 都心におけるエネルギー供給環境の強化 取組② 多様なエネルギー源の活用 取組③ 市有施設等の非常用電源の整備 取組④ 確実な廃棄物処理体制の構築 重点方針2 建築物、インフラ、大規模盛土造成地の対策 取組① 建築物の強靱化 取組② インフラの強靱化 取組③ 大規模盛土造成地の安全性評価 重点方針3 市民や観光客等に安全・安心を提供する環境づくり 取組① 避難場所機能の強化 取組② 市民や観光客等への情報発信の強化	【札幌市強靱化計画（2023年度～2027年度）（令和6年 3 月改定予定）】 ○基本目標 ●市民の生命・財産及び社会経済機能の保護 ●迅速な復旧復興 ●社会基盤の強化によるまちの成長 ●本市のポテンシャルを生かした国全体の強靱化への貢献 ○重点方針 重点方針1 大規模及び複合リスクに備えた、災害に強い都市づくり 取組① 災害対策本部機能等の強化 取組② 避難所機能等の強化 取組③ 大雪対策の備え・強化 取組④ 感染症対策の強化 重点方針2 社会基盤の着実な強靱化による、安心・安全な都市づくり 取組① 建築物の強靱化 取組② インフラの強靱化 取組③ 大規模盛土造成地の強靱化 重点方針3 通信、エネルギー環境の強化による、いつでも繋がる都市づくり 取組① デジタルインフラの強化 取組② エネルギー供給環境の強化	P58 札幌市強靱化計画の改定に伴う修正

現 行	修正案	備考																																																																										
○推進事業の例 <table><tr><th colspan="2">推進事業の例</th></tr><tr><td>学校施設耐震補強事業</td><td>橋りょうの耐震補強事業</td></tr><tr><td>総合的な治水整備事業</td><td>下水道施設の災害対策事業</td></tr><tr><td>避難場所環境整備事業</td><td>災害医療体制整備事業</td></tr><tr><td>地域防災活動推進事業</td><td>都心エネルギープラン推進事業</td></tr><tr><td>配水幹線連続耐震化事業</td><td>宿泊施設非常用自家発電設備整備補助事業</td></tr><tr><td>宅地耐震化推進事業</td><td></td></tr></table> 第3 都市計画に基づく防災構造化の推進 【札幌市の都市計画区域】 (略) 令和3年3月23日現在 【用途地域の指定状況】 <table><tr><th>区分</th><th>制限</th><th>面積</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第二種中高層住居専用地域</td><td>主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域で、1,500㎡を超える店舗、事務所、工場等は建てられない。</td><td>2,586 ha</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>準住居地域</td><td>道路沿道としての地域特性にふさわしい業務の利便増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を守るための地域で、風俗施設、10,000㎡を超える店舗、150㎡を超える自動車修理工場等は建てられない。</td><td>1,161 ha</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>近隣商業地域</td><td>主に近隣住民の日用品販売店舗などの業務の利便増進を図る地域で、風俗施設、一定規模以上の工場等は建てられない。</td><td>2,632 ha</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 令和4年12月16日現在	推進事業の例		学校施設耐震補強事業	橋りょうの耐震補強事業	総合的な治水整備事業	下水道施設の災害対策事業	避難場所環境整備事業	災害医療体制整備事業	地域防災活動推進事業	都心エネルギープラン推進事業	配水幹線連続耐震化事業	宿泊施設非常用自家発電設備整備補助事業	宅地耐震化推進事業		区分	制限	面積	(略)	(略)	(略)	第二種中高層住居専用地域	主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域で、1,500㎡を超える店舗、事務所、工場等は建てられない。	2,586 ha	(略)	(略)	(略)	準住居地域	道路沿道としての地域特性にふさわしい業務の利便増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を守るための地域で、風俗施設、10,000㎡を超える店舗、150㎡を超える自動車修理工場等は建てられない。	1,161 ha	(略)	(略)	(略)	近隣商業地域	主に近隣住民の日用品販売店舗などの業務の利便増進を図る地域で、風俗施設、一定規模以上の工場等は建てられない。	2,632 ha	(略)	(略)	(略)	○推進事業の例 <table><tr><th colspan="2">推進事業の例</th></tr><tr><td>災害対策本部機能強化事業</td><td>橋梁耐震補強事業</td></tr><tr><td>防災・減災 DX 推進事業</td><td>都心エネルギープラン推進事業</td></tr><tr><td>避難場所整備事業</td><td rowspan="2">札幌圏共同消防通信指令システム更新整備事業</td></tr><tr><td>雪対策施設整備事業</td></tr><tr><td>感染症に強いまちづくり推進事業</td><td rowspan="2">大規模盛土造成地変動予測および滑動崩落防止事業</td></tr><tr><td>市有建築物保全推進事業</td></tr></table> 第3 都市計画に基づく防災構造化の推進 【札幌市の都市計画区域】 (略) 令和5年3月31日現在 【用途地域の指定状況】 <table><tr><th>区分</th><th>制限</th><th>面積</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第二種中高層住居専用地域</td><td>主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域で、1,500㎡を超える店舗、事務所、工場等は建てられない。</td><td>2,576 ha</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>準住居地域</td><td>道路沿道としての地域特性にふさわしい業務の利便増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を守るための地域で、風俗施設、10,000㎡を超える店舗、150㎡を超える自動車修理工場等は建てられない。</td><td>1,156 ha</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>近隣商業地域</td><td>主に近隣住民の日用品販売店舗などの業務の利便増進を図る地域で、風俗施設、一定規模以上の工場等は建てられない。</td><td>2,647 ha</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 令和5年3月31日現在	推進事業の例		災害対策本部機能強化事業	橋梁耐震補強事業	防災・減災 DX 推進事業	都心エネルギープラン推進事業	避難場所整備事業	札幌圏共同消防通信指令システム更新整備事業	雪対策施設整備事業	感染症に強いまちづくり推進事業	大規模盛土造成地変動予測および滑動崩落防止事業	市有建築物保全推進事業	区分	制限	面積	(略)	(略)	(略)	第二種中高層住居専用地域	主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域で、1,500㎡を超える店舗、事務所、工場等は建てられない。	2,576 ha	(略)	(略)	(略)	準住居地域	道路沿道としての地域特性にふさわしい業務の利便増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を守るための地域で、風俗施設、10,000㎡を超える店舗、150㎡を超える自動車修理工場等は建てられない。	1,156 ha	(略)	(略)	(略)	近隣商業地域	主に近隣住民の日用品販売店舗などの業務の利便増進を図る地域で、風俗施設、一定規模以上の工場等は建てられない。	2,647 ha	(略)	(略)	(略)	P58 札幌市強靱化計画の改定に伴う修正 P65 時点修正
推進事業の例																																																																												
学校施設耐震補強事業	橋りょうの耐震補強事業																																																																											
総合的な治水整備事業	下水道施設の災害対策事業																																																																											
避難場所環境整備事業	災害医療体制整備事業																																																																											
地域防災活動推進事業	都心エネルギープラン推進事業																																																																											
配水幹線連続耐震化事業	宿泊施設非常用自家発電設備整備補助事業																																																																											
宅地耐震化推進事業																																																																												
区分	制限	面積																																																																										
(略)	(略)	(略)																																																																										
第二種中高層住居専用地域	主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域で、1,500㎡を超える店舗、事務所、工場等は建てられない。	2,586 ha																																																																										
(略)	(略)	(略)																																																																										
準住居地域	道路沿道としての地域特性にふさわしい業務の利便増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を守るための地域で、風俗施設、10,000㎡を超える店舗、150㎡を超える自動車修理工場等は建てられない。	1,161 ha																																																																										
(略)	(略)	(略)																																																																										
近隣商業地域	主に近隣住民の日用品販売店舗などの業務の利便増進を図る地域で、風俗施設、一定規模以上の工場等は建てられない。	2,632 ha																																																																										
(略)	(略)	(略)																																																																										
推進事業の例																																																																												
災害対策本部機能強化事業	橋梁耐震補強事業																																																																											
防災・減災 DX 推進事業	都心エネルギープラン推進事業																																																																											
避難場所整備事業	札幌圏共同消防通信指令システム更新整備事業																																																																											
雪対策施設整備事業																																																																												
感染症に強いまちづくり推進事業	大規模盛土造成地変動予測および滑動崩落防止事業																																																																											
市有建築物保全推進事業																																																																												
区分	制限	面積																																																																										
(略)	(略)	(略)																																																																										
第二種中高層住居専用地域	主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域で、1,500㎡を超える店舗、事務所、工場等は建てられない。	2,576 ha																																																																										
(略)	(略)	(略)																																																																										
準住居地域	道路沿道としての地域特性にふさわしい業務の利便増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を守るための地域で、風俗施設、10,000㎡を超える店舗、150㎡を超える自動車修理工場等は建てられない。	1,156 ha																																																																										
(略)	(略)	(略)																																																																										
近隣商業地域	主に近隣住民の日用品販売店舗などの業務の利便増進を図る地域で、風俗施設、一定規模以上の工場等は建てられない。	2,647 ha																																																																										
(略)	(略)	(略)																																																																										

現 行	修正案	備考								
【防火地域・準防火地域の指定状況】 防火地域 (385 ha) 準防火地域 (<u>3,405</u> ha) <u>令和3年3月23日現在</u> 【地区計画の決定状況】 <table><tr><td>決定地区数</td><td>決定面積</td></tr><tr><td><u>163</u> 地区</td><td><u>3,556.3</u> ha</td></tr></table> <u>令和4年10月8日現在</u>	決定地区数	決定面積	<u>163</u> 地区	<u>3,556.3</u> ha	【防火地域・準防火地域の指定状況】 防火地域 (385 ha) 準防火地域 (<u>3,420</u>ha) <u>令和5年3月31日現在</u> 【地区計画の決定状況】 <table><tr><td>決定地区数</td><td>決定面積</td></tr><tr><td><u>168</u> 地区</td><td><u>3,641.9</u> ha</td></tr></table> <u>令和5年12月14日現在</u>	決定地区数	決定面積	<u>168</u> 地区	<u>3,641.9</u> ha	P66 時点修正
決定地区数	決定面積									
<u>163</u> 地区	<u>3,556.3</u> ha									
決定地区数	決定面積									
<u>168</u> 地区	<u>3,641.9</u> ha									

現 行	修正案	備考																																																																
第4 防災空間の整備促進 【公園・緑地の整備状況】 <table><tr><th colspan="2">公園種別</th><th>箇所数</th><th>面積</th></tr><tr><td rowspan="3">都市公園</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>運動公園</td><td>4 箇所</td><td>54.9 ha</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>2,742 箇所</td><td>2,502.2 ha</td></tr></table> 令和4年4月1日現在 ※四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。 第5 安全市街地の整備促進 <table><tr><th>事業名</th><th>事業内容</th><th>施行済地区</th><th>施行中地区</th></tr><tr><td>第一種市街地再開 発事業</td><td>(略)</td><td>29 箇所</td><td>2 箇所</td></tr></table> 令和4年10月1日時点 第5節 公共施設等の災害対策 第3 崖地等の災害対策 ◇対策の現況及び計画 <table><tr><td>1 被災宅地危険度判定制度の活用 〔都市局市街地整備部宅地課〕</td><td>(略)</td></tr><tr><td>2 崖地対策調査の実施 〔都市局市街地整備部宅地課〕</td><td>(略)</td></tr><tr><td>3 大規模盛土造成地変動予測調査の実施 〔都市局市街地整備部宅地課〕</td><td>(略)</td></tr></table>	公園種別		箇所数	面積	都市公園	(略)	(略)	(略)	運動公園	4 箇所	54.9 ha	(略)	(略)	(略)	合計		2,742 箇所	2,502.2 ha	事業名	事業内容	施行済地区	施行中地区	第一種市街地再開 発事業	(略)	29 箇所	2 箇所	1 被災宅地危険度判定制度の活用 〔都市局市街地整備部宅地課〕	(略)	2 崖地対策調査の実施 〔都市局市街地整備部宅地課〕	(略)	3 大規模盛土造成地変動予測調査の実施 〔都市局市街地整備部宅地課〕	(略)	第4 防災空間の整備促進 【公園・緑地の整備状況】 <table><tr><th colspan="2">公園種別</th><th>箇所数</th><th>面積</th></tr><tr><td rowspan="3">都市公園</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>運動公園</td><td>4 箇所</td><td>55.0 ha</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>2,742 箇所</td><td>2,502.2 ha</td></tr></table> 令和5年4月1日現在 ※四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。 第5 安全市街地の整備促進 <table><tr><th>事業名</th><th>事業内容</th><th>施行済地区</th><th>施行中地区</th></tr><tr><td>第一種市街地再開 発事業</td><td>(略)</td><td>29 箇所</td><td>3 箇所</td></tr></table> 令和5年10月1日時点 第5節 公共施設等の災害対策 第3 崖地等の災害対策 ◇対策の現況及び計画 <table><tr><td>1 被災宅地危険度判定制度の活用 〔都市局市街地整備部開発指導課〕</td><td>(略)</td></tr><tr><td>2 崖地対策調査の実施 〔都市局市街地整備部開発指導課〕</td><td>(略)</td></tr><tr><td>3 大規模盛土造成地変動予測調査の実施 〔都市局市街地整備部開発指導課〕</td><td>(略)</td></tr></table>	公園種別		箇所数	面積	都市公園	(略)	(略)	(略)	運動公園	4 箇所	55.0 ha	(略)	(略)	(略)	合計		2,742 箇所	2,502.2 ha	事業名	事業内容	施行済地区	施行中地区	第一種市街地再開 発事業	(略)	29 箇所	3 箇所	1 被災宅地危険度判定制度の活用 〔都市局市街地整備部開発指導課〕	(略)	2 崖地対策調査の実施 〔都市局市街地整備部開発指導課〕	(略)	3 大規模盛土造成地変動予測調査の実施 〔都市局市街地整備部開発指導課〕	(略)	P68 時点修正 P69 時点修正 P75 機構改革に伴う修正
公園種別		箇所数	面積																																																															
都市公園	(略)	(略)	(略)																																																															
	運動公園	4 箇所	54.9 ha																																																															
	(略)	(略)	(略)																																																															
合計		2,742 箇所	2,502.2 ha																																																															
事業名	事業内容	施行済地区	施行中地区																																																															
第一種市街地再開 発事業	(略)	29 箇所	2 箇所																																																															
1 被災宅地危険度判定制度の活用 〔都市局市街地整備部宅地課〕	(略)																																																																	
2 崖地対策調査の実施 〔都市局市街地整備部宅地課〕	(略)																																																																	
3 大規模盛土造成地変動予測調査の実施 〔都市局市街地整備部宅地課〕	(略)																																																																	
公園種別		箇所数	面積																																																															
都市公園	(略)	(略)	(略)																																																															
	運動公園	4 箇所	55.0 ha																																																															
	(略)	(略)	(略)																																																															
合計		2,742 箇所	2,502.2 ha																																																															
事業名	事業内容	施行済地区	施行中地区																																																															
第一種市街地再開 発事業	(略)	29 箇所	3 箇所																																																															
1 被災宅地危険度判定制度の活用 〔都市局市街地整備部開発指導課〕	(略)																																																																	
2 崖地対策調査の実施 〔都市局市街地整備部開発指導課〕	(略)																																																																	
3 大規模盛土造成地変動予測調査の実施 〔都市局市街地整備部開発指導課〕	(略)																																																																	

現 行		修正案		備考
第6節 ライフラインの災害対策 第1 上水道施設の災害対策 ◇対策の現況及び計画		第6節 ライフラインの災害対策 第1 上水道施設の災害対策 ◇対策の現況及び計画		P81 時点修正
1 水道施設の耐震化の推進 〔水道局給水部計画課・給水課・施設管理課〕	現在は、第3次地震被害想定に対応した地震対策基本計画に基づき、計画的に施設や管路の耐震化を進めている。耐震化状況(令和3年度末)は、浄水場約19%、配水池約85%、基幹管路約44%となっている。 (略)	1 水道施設の耐震化の推進 〔水道局給水部計画課・給水課・施設管理課〕	現在は、第3次地震被害想定に対応した地震対策基本計画に基づき、計画的に施設や管路の耐震化を進めている。耐震化状況(令和4年度末)は、浄水場約21%、配水池約85%、基幹管路約45%となっている。 (略)	
2 給水区域のブロック化、バックアップ化 〔水道局給水部計画課、給水課〕	災害時の管路被害による断水等の影響を限定化し、応急復旧の迅速化を図るため、配水区域のブロック化を実施しており、令和3年度末時点で、ブロック数は135か所となっている。 (略)	2 給水区域のブロック化、バックアップ化 〔水道局給水部計画課、給水課〕	災害時の管路被害による断水等の影響を限定化し、応急復旧の迅速化を図るため、配水区域のブロック化を実施しており、令和4年度末時点で、ブロック数は135か所となっている。 (略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
第3 電力施設の災害対策 ◇対策の現況及び計画		第3 電力施設の災害対策 ◇対策の現況及び計画		
1 防災体制の確立 〔北海道電力(株)、北海道電力ネットワーク(株)〕	(略) ◆また、道路管理者や自治体との連絡体制の確立、国道や道道・市道上の障害物(樹木・土砂・電力設備など)除去の連携など、災害時における相互協力のための協定を締結する。	1 防災体制の確立 〔北海道電力(株)、北海道電力ネットワーク(株)〕	(略) ◆また、道路管理者や自治体との連絡体制の確立、国道や道道・市道上の障害物(樹木・土砂・電力設備など)除去の連携など、災害時における相互協力のための協定を締結している。	
(略)	(略)	(略)	(略)	
				P84 文言修正

現 行	修正案	備考								
第7節 災害情報収集・伝達システムの強化 第1 情報ネットワークの構築	第7節 災害情報収集・伝達システムの強化 第1 情報ネットワークの構築	P94 字句修正								
第3 地震観測情報のネットワークの整備 【地震情報ネットワークの概要】 <table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>4 地震観測システム震度計 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕</td><td>(略) ◇市内の設置場所 (略) ・南消防団石山出張所 敷地内 (略)</td></tr></table>	(略)	(略)	4 地震観測システム震度計 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕	(略) ◇市内の設置場所 (略) ・南消防団石山出張所 敷地内 (略)	第3 地震観測情報のネットワークの整備 【地震情報ネットワークの概要】 <table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>4 地震観測システム震度計 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕</td><td>(略) ◇市内の設置場所 (略) ・南消防署石山出張所 敷地内 (略)</td></tr></table>	(略)	(略)	4 地震観測システム震度計 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕	(略) ◇市内の設置場所 (略) ・南消防署石山出張所 敷地内 (略)	P98 字句修正
(略)	(略)									
4 地震観測システム震度計 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕	(略) ◇市内の設置場所 (略) ・南消防団石山出張所 敷地内 (略)									
(略)	(略)									
4 地震観測システム震度計 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕	(略) ◇市内の設置場所 (略) ・南消防署石山出張所 敷地内 (略)									

現 行	修正案	備考												
第8 消防体制の強化 第4 消防団活動の推進 ◇対策の現況及び計画 <table><tr><td>1 活動体制の強化 〔消防局総務部職員課、消防局警防部消防救助課〕</td><td>地震発生時における消防団の活動体制を強化するため、次の活動を行う。 「札幌市消防団災害活動要綱」等を策定し、各団員に周知している。 ◆活動衣や防火衣等の個人装備の整備を図る。 ◆円滑な消防団活動を展開するため、<u>消防団車両</u>や通信手段の確保に努める。</td></tr><tr><td>2 消防団員の確保 〔消防局総務部職員課、各消防署、各消防団〕</td><td>◆地震発生時において消防団の有効性を確保するため、消防団員の入団促進を図る。 消防団の活動や魅力を市民にPRする等の入団促進キャンペーンを実施している。</td></tr><tr><td>3 研修・訓練の充実 〔消防局総務部職員課、消防局総務部消防学校教務課、各消防署、各消防団〕</td><td>◆地震発生時を想定した消防団活動の研修や訓練を実施する。 ◆消防職員だけではなく、地域住民や関係団体等とも連携した訓練を実施する。 ◆地震発生時の指揮能力向上のため、消防団幹部への研修の充実強化を図るとともに、新入団員への基礎教育の充実に努める。</td></tr></table> 【関連対策】 応急第5節 【業務マニュアル等】 札幌市消防団災害活動要綱	1 活動体制の強化 〔消防局総務部職員課、消防局警防部消防救助課〕	地震発生時における消防団の活動体制を強化するため、次の活動を行う。 「札幌市消防団災害活動要綱」等を策定し、各団員に周知している。 ◆活動衣や防火衣等の個人装備の整備を図る。 ◆円滑な消防団活動を展開するため、 <u>消防団車両</u> や通信手段の確保に努める。	2 消防団員の確保 〔消防局総務部職員課、各消防署、各消防団〕	◆地震発生時において消防団の有効性を確保するため、消防団員の入団促進を図る。 消防団の活動や魅力を市民にPRする等の入団促進キャンペーンを実施している。	3 研修・訓練の充実 〔消防局総務部職員課、消防局総務部消防学校教務課、各消防署、各消防団〕	◆地震発生時を想定した消防団活動の研修や訓練を実施する。 ◆消防職員だけではなく、地域住民や関係団体等とも連携した訓練を実施する。 ◆地震発生時の指揮能力向上のため、消防団幹部への研修の充実強化を図るとともに、新入団員への基礎教育の充実に努める。	第8 消防体制の強化 第4 消防団活動の推進 ◇対策の現況及び計画 <table><tr><td>1 活動体制の強化 〔消防局総務部職員課、消防局警防部消防救助課〕</td><td>地震発生時における消防団の活動体制を強化するため、次の活動を行う。 「札幌市消防団災害活動<u>等</u>要綱」等を策定し、各団員に周知している。 ◆活動衣や防火衣等の個人装備の整備を図る。 ◆円滑な消防団活動を展開するため、<u>消火・救助資機材</u>や通信手段の確保に努める。</td></tr><tr><td>2 消防団員の確保 〔消防局総務部職員課、各消防署、各消防団〕</td><td><u>◆消防団は災害時の初動対応のほか、平時における市民への防火、防災、応急手当指導なども行っており、地域の防災活動を推進するうえで欠かせない存在であるため、入団促進を図る。</u></td></tr><tr><td>3 研修・訓練の充実 〔消防局総務部職員課、消防局総務部消防学校教務課、各消防署、各消防団〕</td><td>◆地震発生時を想定した消防団活動の研修や訓練を実施する。 ◆消防職員だけではなく、地域住民や関係団体等とも連携した訓練を実施する。 ◆地震発生時の指揮能力向上のため、消防団幹部への研修の充実強化を図るとともに、新入団員への基礎教育の充実に努める。 <u>◆札幌市地域防災指導員の養成及び知識、技術、指導力の向上・維持に必要な研修・訓練を実施する。</u></td></tr></table> 【関連対策】 応急第5節 【業務マニュアル等】 札幌市消防団災害活動<u>等</u>要綱	1 活動体制の強化 〔消防局総務部職員課、消防局警防部消防救助課〕	地震発生時における消防団の活動体制を強化するため、次の活動を行う。 「札幌市消防団災害活動 <u>等</u> 要綱」等を策定し、各団員に周知している。 ◆活動衣や防火衣等の個人装備の整備を図る。 ◆円滑な消防団活動を展開するため、 <u>消火・救助資機材</u> や通信手段の確保に努める。	2 消防団員の確保 〔消防局総務部職員課、各消防署、各消防団〕	<u>◆消防団は災害時の初動対応のほか、平時における市民への防火、防災、応急手当指導なども行っており、地域の防災活動を推進するうえで欠かせない存在であるため、入団促進を図る。</u>	3 研修・訓練の充実 〔消防局総務部職員課、消防局総務部消防学校教務課、各消防署、各消防団〕	◆地震発生時を想定した消防団活動の研修や訓練を実施する。 ◆消防職員だけではなく、地域住民や関係団体等とも連携した訓練を実施する。 ◆地震発生時の指揮能力向上のため、消防団幹部への研修の充実強化を図るとともに、新入団員への基礎教育の充実に努める。 <u>◆札幌市地域防災指導員の養成及び知識、技術、指導力の向上・維持に必要な研修・訓練を実施する。</u>	P105 名称変更に伴う修正、 文言修正
1 活動体制の強化 〔消防局総務部職員課、消防局警防部消防救助課〕	地震発生時における消防団の活動体制を強化するため、次の活動を行う。 「札幌市消防団災害活動要綱」等を策定し、各団員に周知している。 ◆活動衣や防火衣等の個人装備の整備を図る。 ◆円滑な消防団活動を展開するため、 <u>消防団車両</u> や通信手段の確保に努める。													
2 消防団員の確保 〔消防局総務部職員課、各消防署、各消防団〕	◆地震発生時において消防団の有効性を確保するため、消防団員の入団促進を図る。 消防団の活動や魅力を市民にPRする等の入団促進キャンペーンを実施している。													
3 研修・訓練の充実 〔消防局総務部職員課、消防局総務部消防学校教務課、各消防署、各消防団〕	◆地震発生時を想定した消防団活動の研修や訓練を実施する。 ◆消防職員だけではなく、地域住民や関係団体等とも連携した訓練を実施する。 ◆地震発生時の指揮能力向上のため、消防団幹部への研修の充実強化を図るとともに、新入団員への基礎教育の充実に努める。													
1 活動体制の強化 〔消防局総務部職員課、消防局警防部消防救助課〕	地震発生時における消防団の活動体制を強化するため、次の活動を行う。 「札幌市消防団災害活動 <u>等</u> 要綱」等を策定し、各団員に周知している。 ◆活動衣や防火衣等の個人装備の整備を図る。 ◆円滑な消防団活動を展開するため、 <u>消火・救助資機材</u> や通信手段の確保に努める。													
2 消防団員の確保 〔消防局総務部職員課、各消防署、各消防団〕	<u>◆消防団は災害時の初動対応のほか、平時における市民への防火、防災、応急手当指導なども行っており、地域の防災活動を推進するうえで欠かせない存在であるため、入団促進を図る。</u>													
3 研修・訓練の充実 〔消防局総務部職員課、消防局総務部消防学校教務課、各消防署、各消防団〕	◆地震発生時を想定した消防団活動の研修や訓練を実施する。 ◆消防職員だけではなく、地域住民や関係団体等とも連携した訓練を実施する。 ◆地震発生時の指揮能力向上のため、消防団幹部への研修の充実強化を図るとともに、新入団員への基礎教育の充実に努める。 <u>◆札幌市地域防災指導員の養成及び知識、技術、指導力の向上・維持に必要な研修・訓練を実施する。</u>													

現 行				修正案				備考
第9節 医療・衛生・環境の体制づくり [施策の体系]				第9節 医療・衛生・環境の体制づくり [施策の体系]				P109 機構改革に伴う修正
この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体	この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体	
第2 防疫・衛生活動等の体制整備	1 火葬場の整備	保健福祉局保健所 <u>生活環境課、施設課</u>	北海道葬祭業協同組合	第2 防疫・衛生活動等の体制整備	1 火葬場の整備	保健福祉局保健所 <u>施設管理課、里塚斎場</u>	北海道葬祭業協同組合	
	2 火葬のための資材等確保	保健福祉局保健所 <u>生活環境課、施設課</u>			2 火葬のための資材等確保	保健福祉局保健所 <u>施設管理課、里塚斎場</u>		
	6 家屋等の消毒・衛生害虫の発生予防駆除対策	保健福祉局保健所感染症総合対策課、医療政策課、生活環境課、 <u>環境衛生課</u> 、各区保健福祉部健康・子ども課生活衛生担当	(一社) 北海道医薬品卸売業協会		6 家屋等の消毒・衛生害虫の発生予防駆除対策	保健福祉局保健所感染症総合対策課、医療政策課、生活環境課、 <u>(削除)</u> 各区保健福祉部健康・子ども課生活衛生担当	(一社) 北海道医薬品卸売業協会	
第2 防疫・衛生活動等の体制整備 ◇対策の現状及び計画				第2 防疫・衛生活動等の体制整備 ◇対策の現状及び計画				P112 機構改革に伴う修正
1 火葬場の整備 〔保健福祉局保健所 <u>生活環境課、施設課</u> 〕	(略)			1 火葬場の整備 〔保健福祉局保健所 <u>施設管理課、里塚斎場</u> 〕	(略)			
2 火葬のための資機材確保 〔保健福祉局保健所 <u>生活環境課、施設課</u> 〕	(略)			2 火葬のための資機材確保 〔保健福祉局保健所 <u>施設管理課、里塚斎場</u> 〕	(略)			
6 家屋等の消毒・衛生害虫の発生予防駆除対策 〔保健福祉局保健所生活環境課、 <u>環境衛生課</u> 〕	(略)			6 家屋等の消毒・衛生害虫の発生予防駆除対策 〔保健福祉局保健所生活環境課〕	(略)			

現 行				修正案				備考
第10 節 被災者支援の体制づくり 〔施策の体系〕				第10 節 被災者支援の体制づくり 〔施策の体系〕				P116 機構改革に伴う修正
この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体	この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体	
第3 給水体制の整備	4 災害応急用協力井戸の確保	保健福祉局保健所 <u>環境衛生課</u> 、生活環境課		第3 給水体制の整備	4 災害応急用協力井戸の確保	保健福祉局保健所 <u>(削除)</u> 生活環境課		
第3 給水体制の整備 ◇対策の現状及び計画				第3 給水体制の整備 ◇対策の現状及び計画				P120 整備完了に伴う修正・ 削除、文言修正
1 応急給水施設の整備 〔水道局給水部計画課・給水課〕	災害発生後3日間の飲料水を確保するため <u>に</u> 、緊急貯水槽等及び緊急時給水管路 <u>の</u> 整備が完了し、必要水量の確保ができています。 また、災害発生後4日目を降 <u>については</u> 、緊急遮断弁付配水池 <u>などに水道水を確保することとしており</u> 、必要水量の確保ができています。 応急給水拠点の拡充を目的として、学校などの指定避難所（基幹）に隣接している耐震化された水道管に 応急給水栓の整備を実施している。 <u>◆現行計画で予定している、緊急遮断弁付配水池の整備を進める。</u> (略)			1 応急給水施設の整備 〔水道局給水部計画課・給水課〕	災害発生後3日間の飲料水を確保するため <u>の</u> 緊急貯水槽等及び緊急時給水管路 <u>については</u> 整備が完了し、必要水量の確保ができています。 また、災害発生後4日目を降 <u>の飲料水及び生活用水を確保するための</u> 緊急遮断弁付配水池等 <u>についても整備が完了し</u> 、必要水量の確保ができています。 応急給水拠点の拡充を目的として、学校などの指定避難所（基幹）に隣接している耐震化された水道管に 応急給水栓の整備を実施している。 <u>(削除)</u> (略)			
2 応急給水体制の強化 〔水道局総務部・給水部〕	全国的な応援体制として、（公社）日本水道協会による応援枠組のほか、大都市水道局と応援活動に関する協定を締結しており、特に仙台市水道局、 <u>川崎市水道局</u> とは、水道施設等に係る情報交換や合同防災訓練を実施し、応急給水体制を強化している。			2 応急給水体制の強化 〔水道局総務部・給水部〕	全国的な応援体制として、（公社）日本水道協会による応援枠組のほか、大都市水道局と応援活動に関する協定を締結しており、特に仙台市水道局、 <u>川崎市上下水道局</u> とは、水道施設等に係る情報交換や合同防災訓練を実施し、応急給水体制を強化している。			字句修正
(略)	(略)			(略)	(略)			P121 機構改革に伴う修正、 時点修正
4 災害応急用協力井戸の確保 〔保健福祉局保健所生活環境課、 <u>環境衛生課</u> 〕	断水した時の生活用水の確保のため、令和 <u>4</u> 年3月現在、災害応急用協力井戸 <u>493</u> 施設を指定している。			4 災害応急用協力井戸の確保 〔保健福祉局保健所生活環境課〕	断水した時の生活用水の確保のため、令和 <u>5</u> 年3月現在、災害応急用協力井戸 <u>490</u> 施設を指定している。			

現 行		修正案		備考
第4 避難場所の整備 ◇対策の現状及び計画		第4 避難場所の整備 ◇対策の現状及び計画		P121 新型コロナウイルス感染症の5類化に伴う修正
(略)	(略)	(略)	(略)	
2 避難場所運営のための検討 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕	近年の被災地における避難場所運営の課題などを踏まえ、令和元年9月に避難場所運営マニュアルを改訂。 <u>また、令和2年6月には新型コロナウイルス感染症への対応に係る避難所運営マニュアルの補足事項を作成し、令和2年8月及び令和3年12月に、内閣府・消防庁・厚生労働省等からの関係通知等を踏まえ同補足事項を更新した。</u> ◆今後も種々の課題を踏まえながら随時見直しを行う。	2 避難場所運営のための検討 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕	近年の被災地における避難場所運営の課題などを踏まえ、令和元年9月に避難場所運営マニュアルを改訂。 <u>(削除)</u> ◆今後も種々の課題を踏まえながら随時見直しを行う。	
第5 り災証明の発行体制の整備 ◇対策の現状及び計画		第5 り災証明の発行体制の整備 ◇対策の現状及び計画		P122 字句修正
1 り災証明(火災)の発行体制の整備 〔消防局予防部予防課〕	(略) ◆ <u>消防署と</u> 他都市消防からの応援により、火災原因等を調査し、各消防署予防課等を窓口としてり災証明(火災)を発行する。	1 り災証明(火災)の発行体制の整備 〔消防局予防部予防課〕	(略) ◆ <u>消防署と</u> 他都市消防からの応援により、火災原因等を調査し、各消防署予防課等を窓口としてり災証明(火災)を発行する。	
(略)	(略)	(略)	(略)	
第7 帰宅困難者対策 ◇対策の現状及び計画		第7 帰宅困難者対策 ◇対策の現状及び計画		P124 文言修正
1 帰宅困難者の安全確保 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕	◆大型商業施設や業務機能が集中している都市再生緊急整備地域については、帰宅困難者を受入れるための一時滞在施設を「札幌駅・大通駅周辺地区都市再生安全確保計画」により整備する。その他の地域については、指定避難所を活用する他、必要に応じて協定等による確保を検討する。	1 帰宅困難者の安全確保 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕	◆大型商業施設や業務機能が集中している都市再生緊急整備地域については、帰宅困難者を受入れるための一時滞在施設 <u>等</u> を「札幌駅・大通駅周辺地区都市再生安全確保計画」により整備する。その他の <u>駅周辺</u> の地域については、指定避難所を活用する他、必要に応じて協定等による確保を検討する。	
(略)	(略)	(略)	(略)	

現 行	修正案	備考																																																
<u>第8 感染症の自宅療養者等支援</u> <u>◇課題及び方針</u> <u>新型コロナウイルス感染症の流行下における自宅療養者又は濃厚接触者（以下「自宅療養者等」という。）の被災に備えて、平時から自宅療養者等の避難先の確保や避難方法の伝達等について関係部局間で役割分担等を定めておく必要がある。札幌市は、保健所及び危機管理局の連携の下、自宅療養者等の避難について、対応方法をあらかじめ定めるものとする。</u> <u>◇対策の現況及び計画</u> <table><tr><td><u>1 感染症の自宅療養者等支援</u>〔保健福祉局保健所医療対策室業務調整課、危機管理局危機管理部危機管理課〕</td><td><u>◆自宅療養者等には、事前に療養中に必要な情報を案内するホームページ等への誘導を行い、災害時における円滑かつ迅速な避難に向けて、自宅内で安全が確保できる場合は屋内で安全確保し、自宅にとどまることが危険と判断した場合は感染症対策を行ったうえで最寄りの避難所へ避難するよう周知する。</u></td></tr><tr><td></td><td><u>◆また、自宅療養者等が指定避難所に避難せざる得ない場合に備え、避難所運営マニュアルにその対応方法を明記する。</u></td></tr></table>	<u>1 感染症の自宅療養者等支援</u> 〔保健福祉局保健所医療対策室業務調整課、危機管理局危機管理部危機管理課〕	<u>◆自宅療養者等には、事前に療養中に必要な情報を案内するホームページ等への誘導を行い、災害時における円滑かつ迅速な避難に向けて、自宅内で安全が確保できる場合は屋内で安全確保し、自宅にとどまることが危険と判断した場合は感染症対策を行ったうえで最寄りの避難所へ避難するよう周知する。</u>		<u>◆また、自宅療養者等が指定避難所に避難せざる得ない場合に備え、避難所運営マニュアルにその対応方法を明記する。</u>	(削除)	P125 「避難所運営マニュアル（別冊）－新型コロナウイルス感染症への対応に係る補足事項」の停止に伴う修正																																												
<u>1 感染症の自宅療養者等支援</u> 〔保健福祉局保健所医療対策室業務調整課、危機管理局危機管理部危機管理課〕	<u>◆自宅療養者等には、事前に療養中に必要な情報を案内するホームページ等への誘導を行い、災害時における円滑かつ迅速な避難に向けて、自宅内で安全が確保できる場合は屋内で安全確保し、自宅にとどまることが危険と判断した場合は感染症対策を行ったうえで最寄りの避難所へ避難するよう周知する。</u>																																																	
	<u>◆また、自宅療養者等が指定避難所に避難せざる得ない場合に備え、避難所運営マニュアルにその対応方法を明記する。</u>																																																	
第11節 地区防災計画 第1 地区防災計画の推進 （地区防災計画一覧） <table><tr><th>計画名称</th><th>策定年月日</th></tr><tr><td>（中央区）一般社団法人西創成親和会地区防災計画</td><td>平成30年（2018年）2月22日</td></tr><tr><td>（白石区）北郷親栄第一町内会地区防災計画</td><td>平成30年（2018年）2月22日</td></tr><tr><td>（中央区）札幌時計台ビル地区防災計画</td><td>平成31年（2019年）3月19日</td></tr><tr><td>（北 区）ロイヤルシャトー新琴似地区防災計画</td><td>平成31年（2019年）3月19日</td></tr><tr><td>（厚別区）厚別西厚信会地区防災計画</td><td>平成31年（2019年）3月19日</td></tr><tr><td>（中央区）盤溪地区防災計画</td><td>令和3年（2021年）2月19日</td></tr><tr><td>（東 区）元町まちづくり連合会地区防災計画</td><td>令和3年（2021年）2月19日</td></tr><tr><td>（白石区）白石東地区町内会連合会地区防災計画</td><td>令和3年（2021年）2月19日</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	計画名称	策定年月日	（中央区）一般社団法人西創成親和会地区防災計画	平成30年（2018年）2月22日	（白石区）北郷親栄第一町内会地区防災計画	平成30年（2018年）2月22日	（中央区）札幌時計台ビル地区防災計画	平成31年（2019年）3月19日	（北 区）ロイヤルシャトー新琴似地区防災計画	平成31年（2019年）3月19日	（厚別区）厚別西厚信会地区防災計画	平成31年（2019年）3月19日	（中央区）盤溪地区防災計画	令和3年（2021年）2月19日	（東 区）元町まちづくり連合会地区防災計画	令和3年（2021年）2月19日	（白石区）白石東地区町内会連合会地区防災計画	令和3年（2021年）2月19日							第11節 地区防災計画 第1 地区防災計画の推進 （地区防災計画一覧） <table><tr><th>計画名称</th><th>策定年月日</th></tr><tr><td>（中央区）一般社団法人西創成親和会地区防災計画</td><td>平成30年（2018年）2月22日</td></tr><tr><td>（白石区）北郷親栄第一町内会地区防災計画</td><td>平成30年（2018年）2月22日</td></tr><tr><td>（中央区）札幌時計台ビル地区防災計画</td><td>平成31年（2019年）3月19日</td></tr><tr><td>（北 区）ロイヤルシャトー新琴似地区防災計画</td><td>平成31年（2019年）3月19日</td></tr><tr><td>（厚別区）厚別西厚信会地区防災計画</td><td>平成31年（2019年）3月19日</td></tr><tr><td>（中央区）盤溪地区防災計画</td><td>令和3年（2021年）2月19日</td></tr><tr><td>（東 区）元町まちづくり連合会地区防災計画</td><td>令和3年（2021年）2月19日</td></tr><tr><td>（白石区）白石東地区町内会連合会地区防災計画</td><td>令和3年（2021年）2月19日</td></tr><tr><td><u>（北 区）新琴似西連合町内会地区防災計画</u></td><td><u>令和6年（2024年）3月 日</u></td></tr><tr><td><u>（豊平区）東月寒地区町内会連合会</u></td><td><u>令和6年（2024年）3月 日</u></td></tr><tr><td><u>（南 区）澄川地区連合会地区防災計画</u></td><td><u>令和6年（2024年）3月 日</u></td></tr></table>	計画名称	策定年月日	（中央区）一般社団法人西創成親和会地区防災計画	平成30年（2018年）2月22日	（白石区）北郷親栄第一町内会地区防災計画	平成30年（2018年）2月22日	（中央区）札幌時計台ビル地区防災計画	平成31年（2019年）3月19日	（北 区）ロイヤルシャトー新琴似地区防災計画	平成31年（2019年）3月19日	（厚別区）厚別西厚信会地区防災計画	平成31年（2019年）3月19日	（中央区）盤溪地区防災計画	令和3年（2021年）2月19日	（東 区）元町まちづくり連合会地区防災計画	令和3年（2021年）2月19日	（白石区）白石東地区町内会連合会地区防災計画	令和3年（2021年）2月19日	<u>（北 区）新琴似西連合町内会地区防災計画</u>	<u>令和6年（2024年）3月 日</u>	<u>（豊平区）東月寒地区町内会連合会</u>	<u>令和6年（2024年）3月 日</u>	<u>（南 区）澄川地区連合会地区防災計画</u>	<u>令和6年（2024年）3月 日</u>	P127 地区防災計画の計画策定地区の追加
計画名称	策定年月日																																																	
（中央区）一般社団法人西創成親和会地区防災計画	平成30年（2018年）2月22日																																																	
（白石区）北郷親栄第一町内会地区防災計画	平成30年（2018年）2月22日																																																	
（中央区）札幌時計台ビル地区防災計画	平成31年（2019年）3月19日																																																	
（北 区）ロイヤルシャトー新琴似地区防災計画	平成31年（2019年）3月19日																																																	
（厚別区）厚別西厚信会地区防災計画	平成31年（2019年）3月19日																																																	
（中央区）盤溪地区防災計画	令和3年（2021年）2月19日																																																	
（東 区）元町まちづくり連合会地区防災計画	令和3年（2021年）2月19日																																																	
（白石区）白石東地区町内会連合会地区防災計画	令和3年（2021年）2月19日																																																	
計画名称	策定年月日																																																	
（中央区）一般社団法人西創成親和会地区防災計画	平成30年（2018年）2月22日																																																	
（白石区）北郷親栄第一町内会地区防災計画	平成30年（2018年）2月22日																																																	
（中央区）札幌時計台ビル地区防災計画	平成31年（2019年）3月19日																																																	
（北 区）ロイヤルシャトー新琴似地区防災計画	平成31年（2019年）3月19日																																																	
（厚別区）厚別西厚信会地区防災計画	平成31年（2019年）3月19日																																																	
（中央区）盤溪地区防災計画	令和3年（2021年）2月19日																																																	
（東 区）元町まちづくり連合会地区防災計画	令和3年（2021年）2月19日																																																	
（白石区）白石東地区町内会連合会地区防災計画	令和3年（2021年）2月19日																																																	
<u>（北 区）新琴似西連合町内会地区防災計画</u>	<u>令和6年（2024年）3月 日</u>																																																	
<u>（豊平区）東月寒地区町内会連合会</u>	<u>令和6年（2024年）3月 日</u>																																																	
<u>（南 区）澄川地区連合会地区防災計画</u>	<u>令和6年（2024年）3月 日</u>																																																	

現 行	修正案	備考																		
第3章 災害応急対策計画 第3節 災害情報の収集・共有・伝達、広報・広聴 第1 情報の収集・共有・伝達 【情報収集・共有・伝達経路の明確化】 災害対策本部 防災情報支援システム(情報の収集・共有・発信) 防災情報記信システム(職員参集用) プレスセンター 報道機関 (マスコミ) 行政以外の 機関 緊急連絡メール ・札幌市公式HP ・さっぽろ防災ポータル ・防災アプリ「そなえ」 ・Yahoo!防災 ・Twitter ・LINE 区災害対策本部 各消防署 各消防団 消防局 (警防本部) 消防車 まちづくりセンター ・自主防災組織 防災行政無線 (避難場所) 市民 相談窓口 札幌市コールセンター活用 電話	第3章 災害応急対策計画 第3節 災害情報の収集・共有・伝達、広報・広聴 第1 情報の収集・共有・伝達 【情報収集・共有・伝達経路の明確化】 災害対策本部 防災情報支援システム(情報の収集・共有・発信) 防災情報記信システム(職員参集用) プレスセンター 報道機関 (マスコミ) 行政以外の 機関 緊急連絡メール ・札幌市公式HP ・さっぽろ防災ポータル ・防災アプリ「そなえ」 ・Yahoo!防災 ・Twitter ・LINE ※災害時緊急連絡先 区災害対策本部 各消防署 各消防団 消防局 (警防本部) 消防車 まちづくりセンター ・自主防災組織 防災行政無線 (避難場所) 市民 相談窓口 札幌市コールセンター活用 電話	P139 名称変更に伴う修正、 伝達経路の追加																		
第2 災害時広報活動 1 市民への災害広報の充実 【札幌市の対策】 <table><tr><th>災害の流れ</th><th>対策の目標</th><th>主な対策</th></tr><tr><td>(略) 24 時間</td><td>(略)</td><td>(略) ・報道機関を通じた情報提供を継続する。 ・インターネット、携帯端末により情報を提供する。 ・行政以外の機関、まちづくりセンター、自主防災組織と連携し情報提供を行う。 ・災害時コールセンターを設置する。 (※第3項 災害時広聴活動に記載)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td>(略)</td></tr></table>	災害の流れ	対策の目標	主な対策	(略) 24 時間	(略)	(略) ・報道機関を通じた情報提供を継続する。 ・インターネット、携帯端末により情報を提供する。 ・行政以外の機関、まちづくりセンター、自主防災組織と連携し情報提供を行う。 ・災害時コールセンターを設置する。 (※第3項 災害時広聴活動に記載)	(略)		(略)	第2 災害時広報活動 1 市民への災害広報の充実 【札幌市の対策】 <table><tr><th>災害の流れ</th><th>対策の目標</th><th>主な対策</th></tr><tr><td>(略) 24 時間</td><td>(略)</td><td>(略) ・報道機関を通じた情報提供を継続する。 ・ホームページ、SNS、緊急連絡メール、防災アプリ等により情報を提供する。 ・行政以外の機関、まちづくりセンター、自主防災組織と連携し情報提供を行う。 ・災害時コールセンターを設置する。 (※第3項 災害時広聴活動に記載)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td>(略)</td></tr></table>	災害の流れ	対策の目標	主な対策	(略) 24 時間	(略)	(略) ・報道機関を通じた情報提供を継続する。 ・ホームページ、SNS、緊急連絡メール、防災アプリ等により情報を提供する。 ・行政以外の機関、まちづくりセンター、自主防災組織と連携し情報提供を行う。 ・災害時コールセンターを設置する。 (※第3項 災害時広聴活動に記載)	(略)		(略)	P141 文言修正
災害の流れ	対策の目標	主な対策																		
(略) 24 時間	(略)	(略) ・報道機関を通じた情報提供を継続する。 ・インターネット、携帯端末により情報を提供する。 ・行政以外の機関、まちづくりセンター、自主防災組織と連携し情報提供を行う。 ・災害時コールセンターを設置する。 (※第3項 災害時広聴活動に記載)																		
(略)		(略)																		
災害の流れ	対策の目標	主な対策																		
(略) 24 時間	(略)	(略) ・報道機関を通じた情報提供を継続する。 ・ホームページ、SNS、緊急連絡メール、防災アプリ等により情報を提供する。 ・行政以外の機関、まちづくりセンター、自主防災組織と連携し情報提供を行う。 ・災害時コールセンターを設置する。 (※第3項 災害時広聴活動に記載)																		
(略)		(略)																		

現 行	修正案	備考																																																																				
2 広報内容と手段 (1) 時間経過に応じた広報 ア 災害発生直後の広報 (略) 混乱防止情報、生存関連情報等を中心に、広報車、<u>インターネット</u>、<u>携帯端末</u>、コミュニティFM等による札幌市からの直接広報のほか、避難場所の避難者向けに伝達された情報の張り出し掲示等による広報を行う。 【提供する情報と手段】 <table><tr><th>時間</th><th>広報内容</th><th>対象</th><th>提供情報</th><th>情報整理部</th><th>手段</th></tr><tr><td rowspan="2">日 くら い ま で</td><td>混 乱 防 止 情 報</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略) ・ <u>インターネット</u>による市からの直接広報 (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr></table> 【提供する情報と手段】 <table><tr><th>時間</th><th>広報内容</th><th>対象</th><th>提供情報</th><th>情報整理部</th><th>手段</th></tr><tr><td rowspan="2">生 活 再 開 時 期 以 後</td><td>行 政 施 策 情 報 (災 害 関 連 情 報)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略) ・ <u>インターネット</u>による情報発信 (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr></table>	時間	広報内容	対象	提供情報	情報整理部	手段	日 くら い ま で	混 乱 防 止 情 報	(略)	(略)	(略)	(略) ・ <u>インターネット</u> による市からの直接広報 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		時間	広報内容	対象	提供情報	情報整理部	手段	生 活 再 開 時 期 以 後	行 政 施 策 情 報 (災 害 関 連 情 報)	(略)	(略)	(略)	(略) ・ <u>インターネット</u> による情報発信 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		2 広報内容と手段 (1) 時間経過に応じた広報 ア 災害発生直後の広報 (略) 混乱防止情報、生存関連情報等を中心に、広報車、<u>ホームページ</u>、<u>SNS</u>、<u>緊急速報メール</u>、<u>防災アプリ</u>、コミュニティFM等による札幌市からの直接広報のほか、避難場所の避難者向けに伝達された情報の張り出し掲示等による広報を行う。 【提供する情報と手段】 <table><tr><th>時間</th><th>広報内容</th><th>対象</th><th>提供情報</th><th>情報整理部</th><th>手段</th></tr><tr><td rowspan="2">く ら い ま で</td><td>混 乱 防 止 情 報</td><td>全市民</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略) ・ <u>ホームページ</u>、<u>SNS等</u>による市からの直接広報 (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr></table> 【提供する情報と手段】 <table><tr><th>時間</th><th>広報内容</th><th>対象</th><th>提供情報</th><th>情報整理部</th><th>手段</th></tr><tr><td rowspan="2">生 活 再 開 時 期 以 後</td><td>行 政 施 策 情 報 (災 害 関 連 情 報)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略) ・ <u>ホームページ</u>、<u>SNS等</u>による情報発信 (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr></table>	時間	広報内容	対象	提供情報	情報整理部	手段	く ら い ま で	混 乱 防 止 情 報	全市民	(略)	(略)	(略) ・ <u>ホームページ</u> 、 <u>SNS等</u> による市からの直接広報 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		時間	広報内容	対象	提供情報	情報整理部	手段	生 活 再 開 時 期 以 後	行 政 施 策 情 報 (災 害 関 連 情 報)	(略)	(略)	(略)	(略) ・ <u>ホームページ</u> 、 <u>SNS等</u> による情報発信 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		P142 文言修正 P143 文言修正 P144 文言修正
時間	広報内容	対象	提供情報	情報整理部	手段																																																																	
日 くら い ま で	混 乱 防 止 情 報	(略)	(略)	(略)	(略) ・ <u>インターネット</u> による市からの直接広報 (略)																																																																	
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																		
時間	広報内容	対象	提供情報	情報整理部	手段																																																																	
生 活 再 開 時 期 以 後	行 政 施 策 情 報 (災 害 関 連 情 報)	(略)	(略)	(略)	(略) ・ <u>インターネット</u> による情報発信 (略)																																																																	
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																		
時間	広報内容	対象	提供情報	情報整理部	手段																																																																	
く ら い ま で	混 乱 防 止 情 報	全市民	(略)	(略)	(略) ・ <u>ホームページ</u> 、 <u>SNS等</u> による市からの直接広報 (略)																																																																	
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																		
時間	広報内容	対象	提供情報	情報整理部	手段																																																																	
生 活 再 開 時 期 以 後	行 政 施 策 情 報 (災 害 関 連 情 報)	(略)	(略)	(略)	(略) ・ <u>ホームページ</u> 、 <u>SNS等</u> による情報発信 (略)																																																																	
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																		

現 行	修正案	備考
(2) 情報伝達困難者への情報提供 (略) ○通訳者の派遣 ○多言語、点字、音声、文字情報(インターネット、FAX、災害救援臨時広報紙等)による情報提供体制の構築 ○字幕放送、ワンセグ、ラジオや携帯電話での広報・広聴手段の整備 ○イラストによる災害情報の提供広聴手段の整備 (3) 配布手段 (略) 避難場所等には、FAXを利用して災害救援臨時広報紙を送るほか、端末機の整備により災害救援臨時広報紙をデジタルデータ化し電子メールで送信し、それを避難場所でコピーしたり、インターネットで情報発信するなど、様々な方法で避難者への広報に努めることとする。 第4節 応援派遣要請 第4 札幌市応援者受入計画に基づく応援受入体制 札幌市業務継続計画の非常時優先業務を実施するため、応援者を速やかに受け入れることを目的に策定した札幌市応援者受入計画に基づき、応援者受入れの本市の総合窓口として、災害対策本部内に<u>応援者受入本部</u>を設置する。	(2) 情報伝達困難者への情報提供 (略) ○通訳者の派遣 ○多言語、点字、音声、文字情報(ホームページ、SNS、FAX、災害救援臨時広報紙等)による情報提供体制の構築 ○字幕放送、ワンセグ、ラジオや携帯電話での広報・広聴手段の整備 ○イラストによる災害情報の提供広聴手段の整備 (3) 配布手段 (略) 避難場所等には、FAXを利用して災害救援臨時広報紙を送るほか、端末機の整備により災害救援臨時広報紙をデジタルデータ化し電子メールで送信し、それを避難場所でコピーしたり、ホームページで情報発信するなど、様々な方法で避難者への広報に努めることとする。 第4節 応援派遣要請 第4 札幌市応援者受入計画に基づく応援受入体制 札幌市業務継続計画の非常時優先業務を実施するため、応援者を速やかに受け入れることを目的に策定した札幌市応援者受入計画に基づき、応援者受入れの本市の総合窓口として、災害対策本部内に<u>応援調整チーム</u>を設置する。	P145 文言修正 P146 文言修正 P153 札幌市応援者受入計画改定に伴う修正

現 行					修正案					備考
第5 応援協定に基づく要請					第5 応援協定に基づく要請					P154 協定締結に伴う追記
【協定先一覧】					【協定先一覧】					
種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	
					総合	防災に係る連携協定	熊本市	人員や物資に係る協力支援	本部事務局	
					総合	札幌市と札幌市立大学及び国立研究開発法人防災科学技術研究所の包括的連携協力に関する協定	札幌市立大学、国立研究開発法人防災科学技術研究所	寒冷地域における防災・減災に関する研究および活動を推進	本部事務局	
					総合	北見工業大学地域と歩む防災研究センターと札幌市建設局との防災・減災に関する包括連携協定	北見工業大学 地域と歩む防災研究センター	災害調査で取得した調査データの相互利用等	建設部道路工事班	
										P155 協定締結に伴う追記
種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	
					情報	災害発生時等における外国人向け情報発信に関する協定	日本放送協会札幌放送局	災害時等における外国人市民への情報提供	総務部国際班	
										P156 締結先の追加
種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	
輸送	災害時における自動車輸送の協力に関する相互協定書	(一社)札幌地区トラック協会、日本通運(株)札幌支店、ヤマト運輸(株)札幌主管支店、佐川急便(株)北海道支店	災害時における自動車輸送の協力	経済観光部 経済庶務班	輸送	災害時における自動車輸送の協力に関する相互協定書	(一社)札幌地区トラック協会、日本通運(株)札幌支店、ヤマト運輸(株)札幌主管支店、佐川急便(株)北海道支店、 <u>北海道福山通運(株)</u>	災害時における自動車輸送の協力	経済観光部 経済庶務班	

現 行					修正案					備考
種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	P157 締結先の追加
物資	災害時における資機材の供給に関する協定	三和物流サービス株式会社	災害時における資機材の供給	本部事務局	物資	災害時における資機材の供給に関する協定	三和物流サービス株式会社、 <u>(一社) ジャパン・レンタル・アソシエーション</u>	災害時における資機材の供給	本部事務局	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
物資	災害時における消費生活の安定及び応急生活物資の供給等に関する相互協定	(略)	災害時において生活物資を供給するとともに、価格高騰の防止など、物資の安定供給について	経済観光部 経済庶務班	物資	災害時における消費生活の安定及び応急生活物資の供給等に関する相互協定	(略)、 <u>(株) 東光ストア</u>	災害時において生活物資を供給するとともに、価格高騰の防止など、物資の安定供給について	経済観光部 経済庶務班	P158 協定締結に伴う追記
種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	
					物資	災害時における資機材のレンタルに関する協定	株式会社ダイワテック	災害時におけるレンタル資機材の提供	本部事務局	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
					燃料	災害時における札幌市円山動物園への軽油等燃料の供給に関する協定	中和石油株式会社	地震及び風水害等発生時における、飼育動物保全のための軽油、ガソリンその他の燃料の供給	環境部 動物園班	

現 行					修正案					備考	
種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	P159 覚書解約のため削除	
ライフ ライン	下水道台帳シス テムの防災対策 に関する覚書	京都市、大阪市、広島 市、福岡市	下水道台帳 マッピング システムデ ータの相互 保管と災害 時のデータ 出力支援	下水道河川 部下水道調 整班		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		
ライフ ライン	「北海道下水道 災害対策会議」 設置要綱	北海道、道内14都市	北海道内都 市下水道 が被災した 場合の支援 体制、役割等 に関するル ール	下水道河川 部下水道調 整班		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		体系整理のため削除
ライフ ライン	北海道・東北プ ロック下水道災 害時支援に関す る申合せ	北海道、東北6県及び 各道県内下水道事業関 係団体	災害時応援 本部の体制 及び要請、応 援活動等の 申合せ	下水道河川 部下水道調 整班		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		
ライフ ライン	災害時等におけ る下水処理設備 の事業継続支援 に関する協定	ポンプ設備業者及び電 気設備業者 12 社	災害時等に 下水処理設 備の揚水機 能を確保す るための支 援等協力	下水道河川 部処理施設 班	ライフ ライン	災害時等におけ る下水処理設備 の事業継続支援 に関する協定	ポンプ設備業者及び電 気設備業者 13 社	災害時等に 下水処理設 備の揚水機 能を確保す るための支 援等協力	下水道河川 部処理施設 班		
種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	P161 協定締結に伴う追記	
					公共 施設	災害時における協力 体制に関する基本協 定	北海道札幌方 面豊平警察署 株式会社札幌 ドーム	災害時における 代替施設の提供 等	スポーツ部 庶務班		

現 行					修正案					備考
種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	P162 協定締結に伴う追記
					公共施設	災害対策への協力に関する協定	札幌矯正管区、札幌刑務所、札幌少年鑑別所	指定避難所（地域）の指定及び開設に関する協定	本部事務局、東区	
種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	P163 機構改革に伴う修正
保健	災害時における札幌市里塚斎場の火葬に要する人員の派遣と機材の提供に関する協定書	富士建設工業（株）	災害時における火葬に要する人材の派遣と機材の提供	保健福祉部生活衛生班	保健	災害時における札幌市里塚斎場の火葬に要する人員の派遣と機材の提供に関する協定書	富士建設工業（株）	災害時における火葬に要する人材の派遣と機材の提供	保健福祉部斎場班	
保健	災害時要援護者支援ネットワークに関する協定	各区内の特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設（中央区計7施設、東区計14施設）	災害時における要援護者受入れ	中央区本部避難所班、東区本部避難所班	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	締結済みの協定と重複解消するため廃止したことによる削除
種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部	
					帰宅困難者	災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定	株式会社福山倉庫	災害時における一時滞在施設の提供等	本部事務局、	P164 協定締結に伴う追記
第7節 避難					第7節 避難					
この節の対策で想定される事態と課題					この節の対策で想定される事態と課題					
(略)					(略)					
○避難所における新型コロナウイルス等感染症対策が必要となる。避難所の環境整備の一環として、健康管理、衛生管理、避難者スペースの十分な確保、発熱者等への対応等が求められる。					○避難所において、インフルエンザ等の感染症がまん延しないよう、施設の衛生管理や避難者の健康管理等の感染症対策が求められる。					
(略)					(略)					

現 行	修正案			備考																																																
第2 避難所の運営 (略) なお、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、定期的な換気等</u>の必要な措置を講じる。	第2 避難所の運営 (略) なお、<u>感染症対策のため、施設の定期的な換気や必要に応じて消毒等を行う他、避難者にインフルエンザ等の感染症の疑いのある場合は一時的に感染症室に誘導した上で医療機関での受診を促す等</u>の必要な措置を講じる。			P177 新型コロナウイルス感染症の5類化に伴う修正																																																
<u>第4 感染症の自宅療養者等への対応</u> <u>自宅療養者等が、自宅にとどまることが危険と判断し指定避難所へ避難した場合は、避難所内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、避難所運営マニュアルに基づき感染対策を実施したうえで、避難所内に設置する感染症室にて受入れを行う。</u> <u>保健所は区災害対策本部（保健医療班本部）と連携し、体調悪化時などの医薬品等の手配のほか、医療従事者による健康観察や治療等が必要な患者のトリアージを行ったうえで、医療機関への入院や宿泊療養施設等への入所を調整し、搬送車により避難場所から搬送を行う。</u>	<u>(削除)</u>			P179 新型コロナウイルス感染症の5類化に伴う修正																																																
第9節 生活救援 <table><tr><th colspan="4">この節の対策を担当する機関</th></tr><tr><th>この節の対策</th><th>主管部班</th><th colspan="2">関係機関・団体</th></tr><tr><td>第1 飲料水や生活用水の供給</td><td>水道部、保健福祉部生活衛生班</td><td colspan="2">大都市水道局、(公社)日本水道協会、道内水道事業体、水道局災害時支援協力員、(一財)さっぽろ水道サービス協会、札幌市管工事業協同組合、札幌環境維持管理協会、<u>札幌市水道メーター検診委託事業者</u>、自衛隊</td></tr></table>	この節の対策を担当する機関				この節の対策	主管部班	関係機関・団体		第1 飲料水や生活用水の供給	水道部、保健福祉部生活衛生班	大都市水道局、(公社)日本水道協会、道内水道事業体、水道局災害時支援協力員、(一財)さっぽろ水道サービス協会、札幌市管工事業協同組合、札幌環境維持管理協会、 <u>札幌市水道メーター検診委託事業者</u> 、自衛隊		第9節 生活救援 <table><tr><th colspan="4">この節の対策を担当する機関</th></tr><tr><th>この節の対策</th><th>主管部班</th><th colspan="2">関係機関・団体</th></tr><tr><td>第1 飲料水や生活用水の供給</td><td>水道部、保健福祉部生活衛生班</td><td colspan="2">大都市水道局、(公社)日本水道協会、道内水道事業体、水道局災害時支援協力員、(一財)さっぽろ水道サービス協会、札幌市管工事業協同組合、札幌環境維持管理協会、<u>札幌市水道メーター検針委託事業者</u>、自衛隊</td></tr></table>			この節の対策を担当する機関				この節の対策	主管部班	関係機関・団体		第1 飲料水や生活用水の供給	水道部、保健福祉部生活衛生班	大都市水道局、(公社)日本水道協会、道内水道事業体、水道局災害時支援協力員、(一財)さっぽろ水道サービス協会、札幌市管工事業協同組合、札幌環境維持管理協会、 <u>札幌市水道メーター検針委託事業者</u> 、自衛隊		P184 字句修正																								
この節の対策を担当する機関																																																				
この節の対策	主管部班	関係機関・団体																																																		
第1 飲料水や生活用水の供給	水道部、保健福祉部生活衛生班	大都市水道局、(公社)日本水道協会、道内水道事業体、水道局災害時支援協力員、(一財)さっぽろ水道サービス協会、札幌市管工事業協同組合、札幌環境維持管理協会、 <u>札幌市水道メーター検診委託事業者</u> 、自衛隊																																																		
この節の対策を担当する機関																																																				
この節の対策	主管部班	関係機関・団体																																																		
第1 飲料水や生活用水の供給	水道部、保健福祉部生活衛生班	大都市水道局、(公社)日本水道協会、道内水道事業体、水道局災害時支援協力員、(一財)さっぽろ水道サービス協会、札幌市管工事業協同組合、札幌環境維持管理協会、 <u>札幌市水道メーター検針委託事業者</u> 、自衛隊																																																		
第1 飲料水や生活用水の供給 <table><tr><td>緊急貯水槽</td><td>42 か所</td><td>6,500m³</td><td>約72万人分(3リットル/人日、3日間)</td></tr><tr><td>緊急時給水管路</td><td>2 か所</td><td>1,950m³</td><td>約22万人分(3リットル/人日、3日間)</td></tr><tr><td>緊急遮断弁付き配水池</td><td><u>19 か所</u></td><td><u>96,400m³</u></td><td><u>約69万人分</u>(20リットル/人日、7日間)</td></tr><tr><td>白川第3送水管</td><td>4 か所</td><td>26,900m³</td><td>約19万人分(20リットル/人日、7日間)</td></tr><tr><td colspan="4">(令和<u>3</u>年度末時点)</td></tr><tr><td>災害応急協力井戸</td><td><u>493</u> か所</td><td>(生活用水)</td><td>(令和<u>4</u>年3月末時点)</td></tr></table>	緊急貯水槽	42 か所	6,500m ³	約72万人分(3リットル/人日、3日間)	緊急時給水管路	2 か所	1,950m ³	約22万人分(3リットル/人日、3日間)	緊急遮断弁付き配水池	<u>19 か所</u>	<u>96,400m³</u>	<u>約69万人分</u> (20リットル/人日、7日間)	白川第3送水管	4 か所	26,900m ³	約19万人分(20リットル/人日、7日間)	(令和 <u>3</u> 年度末時点)				災害応急協力井戸	<u>493</u> か所	(生活用水)	(令和 <u>4</u> 年3月末時点)	第1 飲料水や生活用水の供給 <table><tr><td>緊急貯水槽</td><td>42 か所</td><td>6,500m³</td><td>約72万人分(3リットル/人日、3日間)</td></tr><tr><td>緊急時給水管路</td><td>2 か所</td><td>1,950m³</td><td>約22万人分(3リットル/人日、3日間)</td></tr><tr><td>緊急遮断弁付き配水池</td><td><u>20 か所</u></td><td><u>98,700m³</u></td><td><u>約71万人分</u>(20リットル/人日、7日間)</td></tr><tr><td>白川第3送水管</td><td>4 か所</td><td>26,900m³</td><td>約19万人分(20リットル/人日、7日間)</td></tr><tr><td colspan="4">(令和<u>4</u>年度末時点)</td></tr><tr><td>災害応急協力井戸</td><td><u>490</u> か所</td><td>(生活用水)</td><td>(令和<u>5</u>年3月末時点)</td></tr></table>			緊急貯水槽	42 か所	6,500m ³	約72万人分(3リットル/人日、3日間)	緊急時給水管路	2 か所	1,950m ³	約22万人分(3リットル/人日、3日間)	緊急遮断弁付き配水池	<u>20 か所</u>	<u>98,700m³</u>	<u>約71万人分</u> (20リットル/人日、7日間)	白川第3送水管	4 か所	26,900m ³	約19万人分(20リットル/人日、7日間)	(令和 <u>4</u> 年度末時点)				災害応急協力井戸	<u>490</u> か所	(生活用水)	(令和 <u>5</u> 年3月末時点)	P185 時点修正
緊急貯水槽	42 か所	6,500m ³	約72万人分(3リットル/人日、3日間)																																																	
緊急時給水管路	2 か所	1,950m ³	約22万人分(3リットル/人日、3日間)																																																	
緊急遮断弁付き配水池	<u>19 か所</u>	<u>96,400m³</u>	<u>約69万人分</u> (20リットル/人日、7日間)																																																	
白川第3送水管	4 か所	26,900m ³	約19万人分(20リットル/人日、7日間)																																																	
(令和 <u>3</u> 年度末時点)																																																				
災害応急協力井戸	<u>493</u> か所	(生活用水)	(令和 <u>4</u> 年3月末時点)																																																	
緊急貯水槽	42 か所	6,500m ³	約72万人分(3リットル/人日、3日間)																																																	
緊急時給水管路	2 か所	1,950m ³	約22万人分(3リットル/人日、3日間)																																																	
緊急遮断弁付き配水池	<u>20 か所</u>	<u>98,700m³</u>	<u>約71万人分</u> (20リットル/人日、7日間)																																																	
白川第3送水管	4 か所	26,900m ³	約19万人分(20リットル/人日、7日間)																																																	
(令和 <u>4</u> 年度末時点)																																																				
災害応急協力井戸	<u>490</u> か所	(生活用水)	(令和 <u>5</u> 年3月末時点)																																																	

現 行	修正案	備考																																										
第2 応急救援備蓄物資の供給 【札幌市の対策】 <table><tr><th>災害の流れ</th><th>対策の目標</th><th>主な対策</th></tr><tr><td>地震発生 ↓</td><td>・市が備蓄している食料品を避難所に供給する。</td><td>・避難所と避難者数、緊急輸送道路、ライフラインの状況等を把握する。 ・協定各社へ物資を発注し、物資搬送を要請する。</td></tr><tr><td>24 時間 ↓</td><td>・2日6食を供給する。</td><td>・食料・生活必需品を避難所に供給する。</td></tr><tr><td>3 日 ↓</td><td>・避難所のニーズを反映した食料・生活必需品を供給する。</td><td>・避難所での物資ニーズを調査する。 ・食料・生活必需品を被災者に供給する。 ・マスコミを通じて全国に義援品を要請する。</td></tr></table> 第12 節 ライフラインの応急対策 <table><tr><th colspan="3">この節の対策を担当する機関</th></tr><tr><th>この節の対策</th><th>主管部班</th><th>関係機関・団体</th></tr><tr><td>第2 下水道施設の対策</td><td>下水道河川部</td><td>(一財)札幌市下水道資源公社、札幌下水道災害支援協力会、札幌市下水処理施設事業継続支援協力会、ポンプ設備業者、電気設備業者、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)札幌建設業協会、(公社)全国上下水道コンサルタント協会北海道支部</td></tr></table> 第6 電話施設の対策 東日本電信電話(株)北海道事業部では、地震が発生した場合、地震の規模に合わせ「災害対策本部」を設置し、応急復旧体制を確立する。マスコミを通じて電話自粛と安否確認サービス(災害用伝言ダイヤル171 と災害用ブロードバンド伝言板Web171)の運用開始を広報する。 (略) 【東日本電信電話(株)北海道事業部の対策】 主な対策	災害の流れ	対策の目標	主な対策	地震発生 ↓	・市が備蓄している食料品を避難所に供給する。	・避難所と避難者数、緊急輸送道路、ライフラインの状況等を把握する。 ・協定各社へ物資を発注し、物資搬送を要請する。	24 時間 ↓	・2日6食を供給する。	・食料・生活必需品を避難所に供給する。	3 日 ↓	・避難所のニーズを反映した食料・生活必需品を供給する。	・避難所での物資ニーズを調査する。 ・食料・生活必需品を被災者に供給する。 ・マスコミを通じて全国に義援品を要請する。	この節の対策を担当する機関			この節の対策	主管部班	関係機関・団体	第2 下水道施設の対策	下水道河川部	(一財)札幌市下水道資源公社、札幌下水道災害支援協力会、札幌市下水処理施設事業継続支援協力会、ポンプ設備業者、電気設備業者、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)札幌建設業協会、(公社)全国上下水道コンサルタント協会北海道支部	第2 応急救援備蓄物資の供給 【札幌市の対策】 <table><tr><th>災害の流れ</th><th>対策の目標</th><th>主な対策</th></tr><tr><td>地震発生 ↓</td><td>・市が備蓄している食料品を避難所に供給する。</td><td>・避難所と避難者数、緊急輸送道路、ライフラインの状況等を把握する。 ・協定各社へ物資を発注し、物資搬送を要請する。</td></tr><tr><td>24 時間 ↓</td><td>・2日6食を供給する。</td><td>・食料・生活必需品を避難所に供給する。</td></tr><tr><td>3 日 ↓</td><td>・避難所のニーズを反映した食料・生活必需品を供給する。</td><td>・避難所での物資ニーズを調査する。 ・食料・生活必需品を被災者に供給する。 ・マスコミを通じて全国に義援品を要請する。</td></tr></table> 第12 節 ライフラインの応急対策 <table><tr><th colspan="3">この節の対策を担当する機関</th></tr><tr><th>この節の対策</th><th>主管部班</th><th>関係機関・団体</th></tr><tr><td>第2 下水道施設の対策</td><td>下水道河川部</td><td>(一財)札幌市下水道公社、札幌下水道災害支援協力会、札幌市下水処理施設事業継続支援協力会、ポンプ設備業者、電気設備業者、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)札幌建設業協会、(公社)全国上下水道コンサルタント協会北海道支部</td></tr></table> 第6 電話施設の対策 東日本電信電話(株)北海道事業部では、地震が発生した場合、地震の規模に合わせ「災害対策本部」を設置し、応急復旧体制を確立する。マスコミを通じて電話自粛と安否確認サービス(災害用伝言ダイヤル171 と災害用伝言板web171)の運用開始を広報する。 (略) 【東日本電信電話(株)北海道事業部の対策】 主な対策	災害の流れ	対策の目標	主な対策	地震発生 ↓	・市が備蓄している食料品を避難所に供給する。	・避難所と避難者数、緊急輸送道路、ライフラインの状況等を把握する。 ・協定各社へ物資を発注し、物資搬送を要請する。	24 時間 ↓	・2日6食を供給する。	・食料・生活必需品を避難所に供給する。	3 日 ↓	・避難所のニーズを反映した食料・生活必需品を供給する。	・避難所での物資ニーズを調査する。 ・食料・生活必需品を被災者に供給する。 ・マスコミを通じて全国に義援品を要請する。	この節の対策を担当する機関			この節の対策	主管部班	関係機関・団体	第2 下水道施設の対策	下水道河川部	(一財)札幌市下水道公社、札幌下水道災害支援協力会、札幌市下水処理施設事業継続支援協力会、ポンプ設備業者、電気設備業者、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)札幌建設業協会、(公社)全国上下水道コンサルタント協会北海道支部	P187 字句修正 P197 名称変更に伴う修正 P203 名称変更に伴う修正
災害の流れ	対策の目標	主な対策																																										
地震発生 ↓	・市が備蓄している食料品を避難所に供給する。	・避難所と避難者数、緊急輸送道路、ライフラインの状況等を把握する。 ・協定各社へ物資を発注し、物資搬送を要請する。																																										
24 時間 ↓	・2日6食を供給する。	・食料・生活必需品を避難所に供給する。																																										
3 日 ↓	・避難所のニーズを反映した食料・生活必需品を供給する。	・避難所での物資ニーズを調査する。 ・食料・生活必需品を被災者に供給する。 ・マスコミを通じて全国に義援品を要請する。																																										
この節の対策を担当する機関																																												
この節の対策	主管部班	関係機関・団体																																										
第2 下水道施設の対策	下水道河川部	(一財)札幌市下水道資源公社、札幌下水道災害支援協力会、札幌市下水処理施設事業継続支援協力会、ポンプ設備業者、電気設備業者、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)札幌建設業協会、(公社)全国上下水道コンサルタント協会北海道支部																																										
災害の流れ	対策の目標	主な対策																																										
地震発生 ↓	・市が備蓄している食料品を避難所に供給する。	・避難所と避難者数、緊急輸送道路、ライフラインの状況等を把握する。 ・協定各社へ物資を発注し、物資搬送を要請する。																																										
24 時間 ↓	・2日6食を供給する。	・食料・生活必需品を避難所に供給する。																																										
3 日 ↓	・避難所のニーズを反映した食料・生活必需品を供給する。	・避難所での物資ニーズを調査する。 ・食料・生活必需品を被災者に供給する。 ・マスコミを通じて全国に義援品を要請する。																																										
この節の対策を担当する機関																																												
この節の対策	主管部班	関係機関・団体																																										
第2 下水道施設の対策	下水道河川部	(一財)札幌市下水道公社、札幌下水道災害支援協力会、札幌市下水処理施設事業継続支援協力会、ポンプ設備業者、電気設備業者、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)札幌建設業協会、(公社)全国上下水道コンサルタント協会北海道支部																																										

現 行	修正案	備考				
(略) ・安否確認サービス(171、We b171)の運用開始、広報要請する。 (略) 第14 節 防疫・清掃・環境対策 <table><tr><td>この節の対策で想定される事態と課題</td></tr><tr><td> (略) <u>○新型コロナウイルス等感染症対策として、避難所の換気や消毒、密を避けた生活空間の確保、発熱や咳のある方・濃厚接触者等の隔離等の環境整備が求められる。合わせて、避難所運営を行う職員の防護具の着用徹底、健康管理等の感染対策が必要となる。</u> (略) </td></tr></table> 第6 水質汚濁・大気汚染対策 地震によって有害物質を取り扱う事業所等が被災し、これらの漏出によって河川や地下水が汚染される可能性がある。また、建物の倒壊時や解体時に、建材に含まれるアスベスト等が飛散し大気を汚染することも想定される。 これらの対策として、有害物質等を保管する事業所の被災状況を確認するとともに、各事業者が事前に作成している自主管理マニュアルに従い、流出防止・回収等の対策を実施するよう指示する。 <u>また</u>、大気汚染、河川の水質汚濁の測定を行い、必要な情報提供等を実施する。	この節の対策で想定される事態と課題	(略) <u>○新型コロナウイルス等感染症対策として、避難所の換気や消毒、密を避けた生活空間の確保、発熱や咳のある方・濃厚接触者等の隔離等の環境整備が求められる。合わせて、避難所運営を行う職員の防護具の着用徹底、健康管理等の感染対策が必要となる。</u> (略)	(略) ・安否確認サービス(<u>災害用伝言ダイヤル 171 と災害用伝言板 web171</u>)の運用開始、広報要請する。 (略) 第14 節 防疫・清掃・環境対策 <table><tr><td>この節の対策で想定される事態と課題</td></tr><tr><td> (略) <u>(削除)</u> (略) </td></tr></table> 第6 水質汚濁・大気汚染対策 地震によって有害物質を取り扱う事業所等が被災し、これらの漏出によって河川や地下水が汚染される可能性がある。また、建物の倒壊時や解体時に、建材に含まれるアスベスト等が飛散し大気を汚染することも想定される。 これらの対策として、有害物質等を保管する事業所の被災状況を確認するとともに、各事業者が事前に作成している自主管理マニュアルに従い、流出防止・回収等の対策を実施するよう指示する。<u>また、アスベストの飛散防止対策の実施、建築物所有者や解体業者に対する指導等を行う。</u> <u>加えて</u>、大気汚染、河川の水質汚濁の測定を行い、必要な情報提供等を実施する。	この節の対策で想定される事態と課題	(略) <u>(削除)</u> (略)	字句修正 P213 新型コロナウイルス感染症の5類化に伴う修正 P219 文言修正
この節の対策で想定される事態と課題						
(略) <u>○新型コロナウイルス等感染症対策として、避難所の換気や消毒、密を避けた生活空間の確保、発熱や咳のある方・濃厚接触者等の隔離等の環境整備が求められる。合わせて、避難所運営を行う職員の防護具の着用徹底、健康管理等の感染対策が必要となる。</u> (略)						
この節の対策で想定される事態と課題						
(略) <u>(削除)</u> (略)						

現 行	修正案	備考
第4章 災害復旧・復興計画 第5 都市復興計画 第1 都市復興の初動体制 【都市復興計画推進プロジェクトチーム(基本構成課)】 ○危機管理局危機管理部危機管理課 ○まちづくり政策局政策企画部企画課 ○まちづくり政策局都市計画部都市計画課(事務局) ○まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課 ○財政局財政部財政課 ○建設局みどりの推進部みどりの推進課 ○都市局市街地整備部宅地課 ○都市局市街地整備部区画整理事業課 ○都市局市街地整備部住宅課 ○都市局建築指導部管理課 ○各區市民部総務企画課(都市復興事業対象区) ※状況に応じて上記以外の課についても参加する。 (組織名は令和4年4月1日現在の機構に基づく)	第4章 災害復旧・復興計画 第5 都市復興計画 第1 都市復興の初動体制 【都市復興計画推進プロジェクトチーム(基本構成課)】 ○危機管理局危機管理部危機管理課 ○まちづくり政策局政策企画部企画課 ○まちづくり政策局都市計画部都市計画課(事務局) ○まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課 ○財政局財政部財政課 ○建設局みどりの推進部みどりの推進課 ○都市局市街地整備部宅地課<u>開発指導課</u> ○都市局市街地整備部区画整理事業担当<u>課</u> ○都市局市街地整備部住宅課 ○都市局建築指導部管理課 ○各區市民部総務企画課(都市復興事業対象区) ※状況に応じて上記以外の課についても参加する。 (組織名は令和4<u>5</u>年4月1日現在の機構に基づく)	P245 機構改革に伴う修正